

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較に係る補足説明》

契約の解除に関する規定は、現に業界自主基準（電気通信サービス向上推進協議会が定める「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」）において設けられているところ（第8条に規定）であり、同ガイドラインにおいては、「訪問又は電話による勧誘の誤認防止を目的として」、「サービス提供開始前の場合」についての解除ルールを設けたものとなっている。

代替案の具体的な内容としては、規制の事前評価書中「各規制を・・・業界で自主基準を策定しこれに基づき取り組む等・・・自主的取組に委ねる」としているとおり、改正案と同様に、

- ・ （販売形態にかかわらず、）利用者は契約締結書面受領後等8日間は相手方の同意なく契約解除可能、
- ・ 電気通信事業者は契約解除に伴う損害賠償・違約金等の請求禁止、
- ・ 対価請求は解除までの期間におけるサービスの対価の範囲に制限

といった内容の契約の解除に関する規定を設けるよう、行政として働きかけることを想定している。

なお、改正案では利用者に不利な特約を無効とすることとしているが、自主基準では、ある契約の特約を無効とすることはできないと考えられ、自主基準に設けることは想定していない。したがって、自主基準において、改正案と同様に上記の内容の規定を設けたとしても、その実効性の担保には限界があると考えられる。そのため、規制の事前評価書において、費用については「改正案と同様の事項について遵守費用が生じるが・・・改正案における遵守費用よりも少なくなる。」、便益については「改正案と同様の便益があるが・・・改正案における社会的便益よりも少なくなると考えられる。」と記載している。

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較（代替案の設定）に係る補足説明》

代替案の前提となる現在の制度として、電気通信サービス向上推進協議会が定める「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」において、不実告知等の禁止（第1条第2号）に係る自主基準が設けられている。

その上で、代替案は、不実告知等の禁止を遵守させるための担保措置として、同ガイドライン第11条に規定されているもの（違反行為の公表等）に加え、「協議会の会員権の停止又は制限」を加え、行政としてその執行を促すことを想定している。

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案の前提となる現在の制度として、電気通信サービス向上推進協議会が定める「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」において、勧誘継続行為の禁止（第6条）に係る自主基準が設けられている。

その上で、代替案は、

- ① 現行の同ガイドラインにおいて、訪問販売については、「・・・勧誘を行わないよう努めなければならない。」と努力義務とされている部分について、「・・・勧誘を行ってはならない。」という禁止行為規定とし、
- ② その遵守に対する担保措置として、同ガイドライン第11条に規定されているもの（違反行為の公表等）に加え、「協議会の会員権の停止又は制限」を加え、行政としてその執行を促すことを想定している。

【点検結果表の別紙】

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案の前提となる現在の制度として、電気通信サービス向上推進協議会が定める「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準及びガイドライン」において媒介等業務受託者に対する指導（第10条第2号）に係る自主基準が設けられている。

その上で、代替案は、

- ① 現行の同ガイドラインにおいて、「・・・適当な指導に努めなければならない。」と努力義務とされている部分について、「・・・適当な指導を行わなければならない。」という作為義務とするよう、行政として働きかけ、
- ② その遵守に対する担保措置として、同ガイドライン第11条に規定されているもの（違反行為の公表等）に加え、「協議会の会員権の停止又は制限」を加え、行政としてその執行を促すことを想定している。